

海事局提案（新外航海運政策に係る施策案）への当協会の考え方

平成 17 年 6 月

（社）日本船主協会

当協会は、わが国外航海運企業の競争力確保の観点から、諸外国で導入されている施策、即ち、トン数標準税制の早期導入、および所謂第二船籍制度の創設を求めている。

これら施策の導入に向け、国交省海事局と当協会は、平成 16 年 6 月 25 日、共同で外航海運政策推進検討会議を立ち上げ、これまで精力的に検討を行い、その結果、同年 11 月末に中間的な論点整理を行った。

現在、この論点整理を踏まえて当協会は、民間シンクタンクに委託してトン数標準税制導入のための調査を進めているが、今後も海事局とも連携のうえ、引き続き精力的に対応していきたい。

なお海事局が日本籍船の検査・設備要件の改善要望について早急なる改善策を講じた点については評価する。現在、当協会は、全日本海員組合と船機長の配乗要件の見直し等について協議を行っているので、今後協議が整った段階での海事局の協力を期待したい。

海事局提案に対して

海事局より、4 月 20 日に開催した外航海運政策推進検討会議において、外航海運政策の新たな 5 つの施策案について提案があった。

海事局は、提案した施策の趣旨・目的等の基本的な考え方については、

「フェアで安定的な外航海運市場環境の中で、外航海運事業者が弾力的な事業展開を行うことができるようにし、これをもって、グローバルな経済活動を展開する製造業・流通業等の日本企業の国際物流ニーズに、一層的確に対応して、高質かつ効率的、安定的な輸送サービスを外航海運事業者が提供できるようにすることにより、国民経済の向上に貢献すること。」としているが、まさに外航海運政策を遂行していくための基本的な考え方というべきものであり共感するところである。

また海事局が、当協会が早急なる対応を希望したことを受けて、今後当協会と共同で検討していくとの前提で、中間的な段階の施策案について提案されたこと自体は評価するものである。

新外航海運政策に係る施策案への当協会の考え方

(1) 「優遇税制の適用を受けた外国海運事業者による不当に低い運賃設定が行われた場合の対応」について

わが国外航海運企業の危機感について共有いただき、斬新な施策案を提案していただいたものと理解する。また外航海運における競争条件のハーモナイゼーションという観点からは理解できる施策である。

しかしながら仮にこの施策を進めることになれば、現在精力的に行っているトン数標準税制の導入に向けた議論に一服感が出てしまう危惧も拭い去ることができず、また関係各国からの反発が十分予想され、対抗措置が講じられる可能性もある。

さらに本施策では、不当に低い運賃設定が行われた場合、当該外国海運事業者に対し所要の是正措置を講ずることができることあり、具体的な是正

措置には罰金等を科すこと等が考えられるが、実行可能か先例の有無に疑問なしとはいえない。もし実行可能となった場合でも、何がしかの是正措置を講ずることが、船社と荷主の取引関係に甚大な影響を及ぼすことも十分に考えられる。

このため当協会としては、本施策の必要性の議論よりも、関係各国と同等のトン数標準税制の早期導入に向けての作業に、海事局と共同して全精力を注ぎたい。

(2)「優遇税制の適用を受けた外国海運事業者による M&A により荷主等への悪影響が生じた場合の対応」について

この施策も(1)同様、わが国外航海運企業の危機感について共有のうえで提案していただいたものと理解する。

しかし、関係各国からの反発や対抗措置の可能性が高いこと、また本措置は直接的な M&A 規制ではないため、M&A の抑止力効果が現時点では見極められないこと、さらに先例がないこと等の問題がある。

このようなことから、本提案についても(1)と同様、当協会としては海事局と共同して、トン数標準税制の早期導入に向け、全精力を注ぎたいと考えるものである。

(3)「船籍選択の自由度を高めるための措置」について

本提案については、タイトルにあるとおり「船籍選択の自由度を高める」ことが目的であり、まさにわが国外航海運事業者の経営の自由度が増す施策と考えられる。

しかし、税収中立という旧来の考えが変えられないで、本件にて関連税

制の適用範囲が拡大されたとしても、一方で税率縮減や他の税の税率拡大といったリスクが伴い、そのインパクトを現時点できちんと評価することは難しい。

一方、本施策の検討の過程で、現行の国際船舶制度や当協会が要望している第二船籍制度の位置付けの問題、また関係法令の整理等の諸課題もある。更には、外国に置籍すること自体は不変であるため、法的安定性がどの程度増すのかについても疑問なしとしない。

このため本施策案については今年度の要求は見送りたい。

(4) 「外航船舶に係る税制の見直し等」について

- ① 外航船舶に係る固定資産税の見直し等
- ② 政策投資銀行融資の手続の簡素化等

本提案は、特に上記①については、当協会が従来より強く要望してきた現行税制等の改善であり、早急なる検討を行っていきたいと考える。

いずれの措置も上記(3)とも密接に絡むものと了解しているが、それに拘らず、海事局の絶大なる協力をお願いしたい。当該税制の改善により、日本籍船の増加が実現すれば、税収増につながるはずであり、是非とも当該税制改善の実現に力をいれて欲しい。

(5) 「船社間協定の独禁法適用除外制度の適正な運用」について

わが国における船社間協定の活動は、海上運送法による独禁法適用除外制度のもとで厳密に監視されている。また協定は、その活動についての透明性を確保するため、船社/荷主間の自発的な協議慣行を確立しており、これに対しては荷主からも一定の理解が得られている。また、我が国独自

のこの慣行は国際的にも注目されており、当協会は海事局および日本荷主協会と協調して、船社/荷主間の良好な関係の構築をアジアをはじめとする世界各地に広げるよう努めているところである。

これまで海事局は、EU や豪州における独禁法適用除外制度見直しにおいて、上記船社/荷主間の良好な関係を踏まえたわが国独禁法適用除外制度の有効性を内外に訴えるコメントを提出され、また、WTO 海運自由化交渉などの国際協議・交渉においては、公正な国際的競争環境の形成に向けて主導的な役割を果たされている。こうした取り組みに対し、当協会として改めて敬意を表する次第である。

本提案については、わが国の荷主利益が不当に害されていないかを当局が適切にモニタリングしていくことを内外に明らかにすることによって、わが国独禁法適用除外制度の有効性を更に高めていこうとするものと理解するが、わが国海運事業者としては、各航路の状況等についての関係者への自主的な説明により一層努めていく所存であり、モニタリング制度の導入等については、諸外国の動向を見極めた上で慎重に検討すべきものと考ええる。

また、当協会としては、モニタリングの制度設計を行うのであれば、ヒアリングは「原則として荷主から要請があった場合」にはこれを実施する内容にすべきと考える。

以上